

榛東だより

本年産米政府買上状況

年 戦時中から長い間続けられてきました強権的な供出割当制度が、生産者の発意によって生み出された民主的な事前売渡申込制、いわゆる予約制に切替ってから今年で五年目を迎え、この間生産者のたゆまざる生産努力と、自主的な売渡し、その予約制が生産者の協力によって好成绩が治められた裏面、豊作々々と報導され、その収穫も目前にひかえ十五号台風により特に水稲はその被害が最も多かった為保有量が欠く生産者も少なくないにもかゝらず予約数量を完遂し、予約外数量も相当多く出荷されました事、役員さん初め生産者各位の御理解と御協力の賜と深く感謝申し上げますと共に、その出荷成績を左の通り御知らせ致します

新 本年産米検査成績から見ますと特に左記の点を改善致しましたよう。
 一、糯米の中に粳玄米が混じっているものが多いこと。
 二、調整及び乾燥の悪いものが比較的多かったこと。
 三、赤米の混入しているものが多かったこと。
 四、包装荷造りが全般的に悪かったこと。

賀 改善点
 一、種子は必ず採種圃産種子により三〜四年後に更新すること。
 二、収穫後の乾燥は十分に注意し、収摺前には必ずトミ選を行いましう。
 三、作柄を見て赤米は圃場に於て丈が長く、分けつが多く、葉の中が広く、一見して良く

謹 量も相当多く出荷されました事、役員さん初め生産者各位の御理解と御協力の賜と深く感謝申し上げますと共に、その出荷成績を左の通り御知らせ致します

御理解と御協力の賜と深く感謝申し上げますと共に、その出荷成績を左の通り御知らせ致します

昭和34年度産米政府買入部落別出荷成績 (34.12.12現在)

区分 部落名	予約数	出荷内訳数量					予約外 出荷数	成績 %
		水粳	水糯	陸粳	陸糯	合計		
第一区	324	179	2	2	144	327	100.92	
第二区	157	74	—	2	102	178	113.37	
第三区	224	33	—	35	212	280	125.00	
第四区	109	50	—	9	55	114	104.58	
第五区	35	9	—	—	29	38	108.57	
第六区	171	40	—	40	163	243	142.10	
第七区	132	89	2	4	45	140	106.06	
第八区	310	233	—	1	96	330	106.45	
第九区	219	48	—	16	211	275	125.57	
第十区	315	205	1	2	154	362	114.92	
第十一区	240	105	—	6	188	299	124.58	
第十二区	330	160	3	6	205	374	113.33	
第十三区	159	25	—	15	148	188	118.23	
第十四区	108	—	—	36	160	196	181.48	
第十五区	48	—	—	14	35	49	102.08	
就小計	2,881	1,250	8	188	1,947	3,393	117.77	
南サ下道	167	16	—	29	171	216	129.34	
上八幡	125	47	—	16	196	259	207.20	
八幡宮	146	106	—	2	130	238	163.01	
下中井	293	152	2	3	187	344	117.40	
下中井	378	44	—	21	409	474	125.39	
下中井	285	59	—	22	259	340	119.29	
下中井	113	59	—	5	91	155	137.16	
下中井	104	48	—	—	103	151	145.19	
下中井	222	42	—	9	299	350	157.65	
下中井	116	24	—	20	120	164	141.37	
下中井	154	23	—	20	136	179	116.23	
就小計	2,103	620	2	147	2,101	2,870	136.47	
合計	4,984	1,870	10	335	4,048	6,263	125.66	

部落別出荷数は未完納者調整上のため実出荷と本表には若干の相違があります。

四、包装荷造りは縦繩、横繩が全般に細いので必ず三分一三分五厘の繩を使いましょう。以上のような点に特に注意され

農業者所得の増大が図れます。縦覧が一月二十日から十五日間、此の名簿は選挙に際し補充名簿を作りませんので、此の名簿に縦覧し、脱漏等ありませんと選挙する事は出来ませんから、成るべく多数的の人の縦覧を希望いたします。

[第15号]
 発行所 榛東村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

農委選挙人名簿縦覧 異議申請は期間内に

民生委員決まる

再生八人・新規五人

民生委員の任期満了に伴って新しい民生委員が決定し、十二月一日厚生大臣から任命され、十二月十五日の協議会を開きました。新生委員の顔ぶれは次のとおり(カッコ内は担当地区)

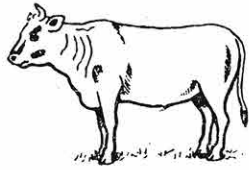
- 田中 啓一(二区と二区)
 萩原三十郎(二区、三、四、五班と三区)
 高橋 都市(四区と七区)

- 湯浅 二郎(五区と六区)
 内海 アキ(八区と九区の県道以西)
 岩崎岩太郎(九区の県道以东と十区)
 阿久沢喜一(十一区)
 大谷聖五郎(十二区)
 一倉 トミ(十三区)
 富沢源四郎(十四区)
 酒井 元輝(十五区と十六区)
 一倉善次郎(十七区と十八区)
 久保田音吉(十九区)

和牛肥育の飼料配合

現在村全体に飼育されている役肉牛は八二〇頭であります。飼料計算、飼料配合等については計画のもとに飼育されているだろうか。ここに幾つかの飼料配合例を見て飼育法を変え、農業所得の畜産部門の発展の道しるべとして御知らせ致します。

(農業委員)
 会



種別	体高	体重	胸囲	管囲	尾
牝牛	二五〇~二七〇	五〇〇~六五〇	三〇〇~三二五	二五五~二七〇	一八〇~二〇〇
牝牛	四尺一寸	四〇〇~五〇〇	六尺六寸	五寸二分	六〇~六六
牝牛	四尺三寸	四〇〇~五〇〇	七尺四寸三分	五寸六分	六〇~六六
牝牛	四一〇~四三〇	三〇〇~四〇〇	六二五~六七五	六〇~六六	

項目	金額	割合
1、肥育牛の経済調査(農林省四国農事試験場)	七、五七円	六一%
素牛購入費	四、九四六	三六%
飼料費	九、二五	五七%
衛生費	八、五六	五七%
器具費	二、六〇	一〇%
販売諸掛費	一、七八七	四%
計肉牛売却代	一一、一七	一〇〇%
差引益金	一、一六	一〇%
2、肥育牛の経済調査(利根郡糸之瀬村)		
素牛購入費	五、四〇	二〇%
飼料費	二、〇〇	八%
計肉牛売却代	七、四〇	一〇〇%
差引益金	一、〇〇	一〇%
去勢牛	一、〇〇	一〇%
去勢牛	一、〇〇	一〇%

飼料	第一期	第二期	第三期
濃厚飼料	三三〇	三三〇	三三〇
粗飼料	一、五〇	一、五〇	一、五〇
その他	二〇〇	二〇〇	二〇〇

飼料	第一期	第二期	第三期
濃厚飼料	三三〇	三三〇	三三〇
粗飼料	一、五〇	一、五〇	一、五〇
その他	二〇〇	二〇〇	二〇〇

その他	骨食	粉	塩
			一五〇
			二〇〇
			二〇〇

(4) 一般配合(重量%)

種類	第一期	第二期	第三期
大麦	三三%	三三%	三三%
大豆	二二%	二二%	二二%
小麦	一〇%	一〇%	一〇%
大麦	〇、五	〇、五	〇、五

上記配合体重の一、五(一、八%程度給与)
その他食塩二〇%
与

(5) 飼料作物を主体とした配合例

種類	第一期	第二期	第三期
濃厚飼料			
大豆	二五%	一四%	一〇%
小麦	三三%	三五%	四〇%
大麦	三三%	一五%	二五%
右の表のエサ	毎日一、八%	毎日二%	毎日二、五%
体重一〇〇%			

ありがとう

ございしました

歳末たすけあい運動

昭和三十四年度の歳末たすけあい運動は、婦人会員の協力と村民の皆さんの御同情によって精米二石八斗七升、現金一万六十二円の収集を終り、精米は村内三十四世帯百四十人の貧しい家庭に配分し、現金はこれらの人々の外に、長期入院患者、養

老院、児童福祉施設等に入所している本村出身者八名を加えてそれぞれ歳末の慰問をいたしました。

皆さんの暖いお志に、村および村社協からあつく御礼申し上げます。

福祉年金の申請はお忘れなく

昨年十一月一日現在で、福祉年金を受ける資格のある人の申請は順調に進んでいます。十一月一日以後に満七十才になり、夫と死別したり、身体障害者になったりして、老令、母子障害の各福祉年金を受ける資格のある人がかなり居ると思われ

ます。これらの方は、それぞれ申請によって資格の発生した翌月から年金が給付されますからお忘れなく申請の手続きをして下さい。

引揚者給付金の請求はお早く

あと半年で時効

引揚者給付金はほとんどの方が請求を終わっていませんが、まだ請求されない方が何人かおられます。この給付金を受ける権利は、今年の五月十七日で時効になります。今までに請求されな

い方は、いろいろと難かしい条件の方が多く、申請書がまとまるまでに二か月位の日時が必要だと思えますので、なるべく早目に役場厚生係へ御相談下さい

考えさせられる

混 精 受 精

国際遺伝学会で、ソ連の科学者グルシチエンコ博士が、一つの子に複数の父の性質が遺伝することもあるとの学説を発表した。

「トマト」でも「小麦」でも「オシロイバナ」でもよい、その花のメンベに二種類の花粉をかけあわせる。メンベは雄であり精子である。この交配から得られた種子には、二つの花粉(オス)の性質がまじりあっている。一つの花粉(精子)は生殖細胞から受精され、他の花粉は体細胞からメンベに吸収されるという。

メンデルの遺伝学説によると一卵は一精子しか受けないとされ、私などは遺伝についてこのような常識しか持ち合せていないので、グ博士の混精受精説には少なからぬ興味とおどろきを感じたわけである。

グ博士の発表は植物の遺伝についてだが、動物ではどうなるのだろうか。

犬についてこんな話を聞いたことを思い出す。

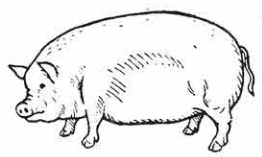
それはスピッツとかいう優良品種の西洋犬に、たまたま雑犬をかけ合わせ、たとい流産させても、その後その優良品種にどんなに優良品種をかけ合わせようが、絶対に純すいな優良品種の犬を産ませることができないということがある。

万物の豊長たる人間の場合にはどうなのであろうか？

近頃若い人のなかで○○族と云々されるにつけても、この度のグルシチエンコ博士の発表については考えさせられるものがある。

倫理的立場からの純潔も大切であるが、科学的立場から純潔の必要を考

えることもより以上必要ではあるまいか。



メートル法実施一周年

家とメートル法

一坪は三、三平方メートル。そこで一度家についてメートル法の表を作っておいたらよい。また部屋の面積はたたみ数できまるので、たたみ一帖の面積を出しておけばそれに帖数をかける。たたみの大きさは関東と関西では少しちがうところに注意。

関東なら一帖は大体一、五平方、六帖なら九平方米。かまのいの高さは関東で一、七メートル、これはもう今の青年には低くすぎる。一メートル規格の家を建てると、ひじょうにたっぷりした感じの住みよい家になると建築家はいつている。

自衛官採用中

受付は一月十四日まで

陸、海、空自衛官採用の志願票の受付は一月十四日までです。

応募資格は三月一日現在十八才以上二十五才未満の者です。

試験は一月十七日から三十一日までの間に行います。給与は入隊と同時に月額六千四百円が支給され、逐次昇級されます。食事及び被服は無料で支給又は貸与されます。適令者で希望される方は、遠慮なく役場又は地方連絡部あるいは相馬原部隊に直接お出になって御相談下さい。

かん詰の底にはかんマークが三段に打出してあります。一番上は品物の名称、調理の種類、形態のマークです。中が会社名、一番下が製造年月日です。

製造年月日は四けたの数字で

知っておきたい

かん詰マークの見方

表わされています。

6912とあれば一九五六年九月一二日です。月を表わす数字は、十月以降はO・Y・Zで表わされています。

例えば5Y06は一九五五年一月六日となります。買う際に調べてみると便利です。

裁縫の

こての手入法

農繁期もすぎて農閑期ともなれば、どこの家でもお針をはじめますが、長い間しまい放しにしておいた「こて」などどうかすると表面が赤くさびて困ることがあります。

そんな時には「こて」をあつくして、そこえ手早くろうを塗つけ、布でよく拭きとると造作なくびかびかになります。

例年のことながら

タコあげと電線
室内換気とガス中毒
にご注意!!

◎ねずみ退治は食物を与えず穴をふさぐこと

※福寿草※

◇お正月料理で中毒する人が毎年あとをたちません。かまぼこソーセイジ、卵やきなどは特に注意して下さい。

◇麦の寒肥をやるときです。寒肥は窒素だけに限りません。麦をみて施す肥料をきめて下さい。普及員はよき相談相手になってくれます。

◇お子さんの栄養状態をみまますとだいたいビタミンDが不足しています。これは日光(紫外線)を浴びることが少ない場合におこり、クル病特に生後二か月―二年の乳幼児にかゝりやすくなります。クル病の予防には卵、牛乳、椎茸などビタミンDを含んだ食べものをとることが大切です。

あけまして
おめでとうございます



榛東村役場職員一同

榛東だより

榛東中学校の建設

新しく出来る中学校の模様

榛東村教育委員会

一、合併三原則の最後の仕上げ
合併三原則の中、新庁舎の建築村名の変更は、三十四年中に出来、三十五年度に統合榛東中学校が出来ることになりました。これが仕上げれば三原則完結と云うことになります。

二、敷地

敷地は大字新井台帳では八幡となつて居るが、八幡橋と南新井四ツ角の間県道西側、地番と反別は次の通り。

- 五八ノ五一 一畝五歩 五九ノ三三 三歩
- 六〇ノ四 一畝七歩 六〇ノ三
- 六〇ノ二 三歩 六四ノ四 三歩
- 七五 (六歩)
- 六〇ノ二 六畝四歩 六〇ノ一
- 六〇ノ一 一畝三歩 五八ノ一
- 五八ノ一 三畝三歩 五八ノ一
- 五八ノ四 二歩 六〇ノ二 二歩
- 六〇ノ二 一畝六歩 六〇ノ一
- 七畝六歩

右でもおわかりの様に關係者筆数多く、然かも水田地帯であるために關係委員がこれをまとめ上げる苦労は大変であつた。台帳面積の伸びや河川敷も包含されるので実測では一町二反三五千五〇六百坪になる。敷地としては広い方ではないが、使い方では「マア」と云ふ所。運動

- 六〇五 七畝三歩 六四ノ三
- 六〇六ノ三 六五 六四ノ二
- 六〇七ノ二 四筆一反三畝四歩
- 六三ノ一 八畝三歩 六三ノ二
- 八畝八歩
- 乙六三 一畝八歩 甲六三
- 六畝三歩
- 六八ノ一 二七歩 六二ノ一
- 三畝五歩

筆数合計 三〇
台帳面積 九反二畝十九歩
土地關係者 八名

競技にも間に合う面積の確保出来たことは關係者に深く感謝すべきである。略図左の通り。



〔第16号〕

発行所 役場 東村 四郎一
 浅見 善養寺
 編集人 善マツ
 印刷所 マツダ

入方申入れの件

今般町村合併による統合中学校新設に要する土地購入方お願ひ致し度く、「地方教育行政の組織運営に関する法律第二十八條第二項」により申入れを致します。

(議事録省略)
2、統合中学校新築についての要請書提出
委員会は昭和三十四年二月十六日

第一号議案 中学校統合について
第二号議案 中学校新築について

二議案を議決し左記の様な要請書を提出した。
昭和三十四年二月十七日

桃井村教育委員会委員長
桃井村長殿

桃井村議会議長殿
中学校新設につき要請書

今般町村合併により桃井中学校と旧相馬中学校の一部統合することになりますので、校舍狭隘を告げるため之が新築をお願い致し度く議事録相添え要請いたします。

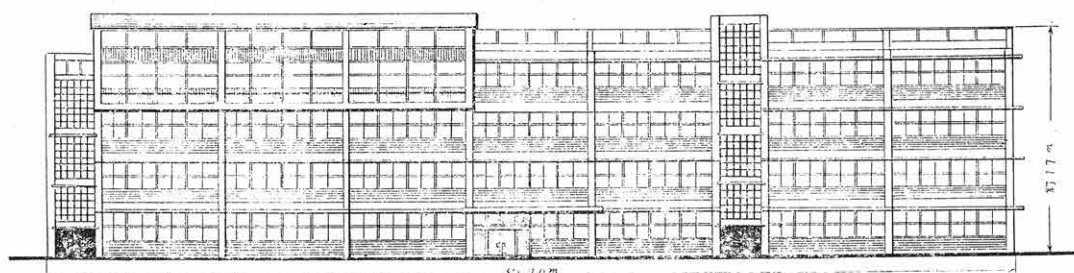
議事録の大要
第一号議案 中学校統合について

二月十四日付箕郷相馬小中学校が組合立として発足したが両町村の協議で組合運営の期限が三十四年三月末日となっておりますので、同校中学生徒約百五十名は本村中学校々々

南

面

図



舎に收容することになる。予定される校舎は三十四年後期に着工三十五年前期に竣工の目途で建築を進め三十五年二期には全員を收容する。

第二号議案 中学校の規模について

敷地購入は三十三年十月十四日村議会で決定、十二月末日迄に村の中央に約三千数百坪確保出来る見通しでありますので、大要左記規模の新築を要請せんとするものである

- (1)普通教室 一一
 - (2)職員室 一一
 - (3)校長室兼応接室 一一
 - (4)特別教室 一一
 - (5)小使室便所倉庫等 一一
- 右要請に対する村長の回答
昭和三十四年二月十七日
桃井村長 浅見和四郎

桃井村教育委員会殿
町村合併による中学校統合につき新校舎建築についての意見書

教育委員会より送付になりました要請書を見るに、中学校統合後の校舎新築は出来る限り速に完成する要がありまなりませぬ。但し左記計画によりまして

昭和三十四年度 〆
昭和三十五年度 〆
を実施いたしたいと存じます右のとおり回答いたします。ついで二月十八日には校舎新

築の申請が村長より提出された。

3、中学校舎新築申請
昭和三十四年二月十八日
北群馬郡桃井村長 浅見和四郎

群馬県教育委員会殿

桃井村中学校々舎新築につき申請

別紙のような計画で町村合併による中学校統合により校舎の新築をいたしたいので、それらの事柄を御指導いただきたく関係書類相添え申請いたします。

別紙関係書類

一、建築の趣旨
町村合併後の村行政運営の円滑を期する見地から教育の一体制の要もあるも、校舎狭隘によるため。

二、統合による建築の目的
統合による総合教育の完璧を期するため。

三、建築総坪数
1、構造 鉄筋コンクリート三階建、別紙建築計画

2、位置の略図 別紙の通り
通学距離 遠い所で三K以内、コンバスの四の区域には居住者なし。

四、統合後の生徒数 四九〇人

五、着工及竣工予定
着手 昭和三十四年後期

竣工 昭和三十五年前期
(平面図、地図省略)

六、確認書提出
昭和三十四年二月十八日
北群馬郡桃井村長 浅見和四郎

同村議会議長 星野勇五郎

群馬県教育委員会殿
確認書

本村中学校統合校舎建築については計画通り議会提案議決致すべきことを確認いたします。

◆.....◆
新く準備を進めて来たが三十四年度は役場新庁舎建築進行中のため遂に計画中止のやむなきに至ったのである。

昭和三十四年度会議及打合せ
五月十二日 群馬県教育委員会主催三十四年度文教施設国庫補助事業申請打合せ
役場総務課、教育委員会より出席

五月十八日 国庫負担事業認定書提出(文部大臣宛)

六月下旬 三十四年度工事打ち切りの決定をなし県教委の照会に対し電話連絡をする。

七月二十九日 三十五年度公立小中学校々舎新築事業計画坪数調査報告書を提出

内容 普通教室一二、特別教室五、管理室その他一〇、計八一四坪、鉄筋

コンクリート三階建
八月五日 中学校建設敷地承認申請(県知事、県農業会議長)

九月一日 公立義務教育諸学校施設整備についての報告書提出(県教育長宛)

十月十七日 土地関係者に対し耕作打ち切り方通知

十月二十九日 中学校々舎視察工事委員全員参加。別紙の通りの視察をなす

十一月十六日 工事委員会県教育委員会平井主事の出張を求め、校舎建築の規定、補助金等について説明あり視察結果敷地の整備等について話し合をなす。

十二月四日 村長より村民各位に中学建設決定を通報する。

十二月七日 敷地の測量
渋川土地改良事務所より大谷技手出張関係者立会ひの上測量実施。

十二月十日 専門委員会(1)土地実測について大谷技師より説明あり了承

(2)校舎設計を福島建設に委嘱することを決定直に委嘱

十二月十二日 設計打合せ
福島氏来村設計についての打合せをなす。

十二月十七日 中学校々舎建築設計説明会
福島氏より設計概要図につき説明を聴取数案を比較検討、敷地の関係で四階建の設計を更に試作することになる。

三十五年一月十五日 専門委員会福島氏の試作図案四階建屋上運動場を了承、設計を急いでもらうこととなる。

一月三十日 中学校敷地拡張要望書提出、教育委員会より村長宛。

中学校敷地西南端一反二畝程の拡張要望をなす。

二月十三日 昭和三十五年度公立施設整備費国庫負担(補助)金による事業計画書提出(県教委宛)

二月二十一日 中学校職員との話し合い
中学校職員より設計について話合希望申入れがあったので、学校職員、教育委員会、設計者、村当局間で話し合をした特別教室の位置、広さ等についての希望を了承、設計に織込むこととする。

二月二十三日 工事委員会
工事委員長より従来専門委員会です承された設計及び雑件につき報告承認を求めた。それによると未だ設計書が完成しないので概略であるが

坪数九六六坪五二 室数二五
工事費 約四千五百万円
財源 一、五〇〇万円補助金
二、〇〇〇万円借入金
一、〇〇〇万円 自己負担

給食室については次年度計画略図左の通り

(省略)

◎中学校建築視察報告

設計者	渡川工業高校	群馬中央中学校	館林市第二中学校	伊勢崎市立女子高校	前橋第五中学校	勢多農林高校
建築様式	福島建設計算事務所 鉄筋コンクリート 鉄骨第二期	農村建築協会 鉄筋三階建	日建設計工務所 K名古屋事務所 鉄筋コンクリート 二階及び三階	東京港区赤坂青山 建築総合研究所 鉄筋コンクリート トアルミ屋根	前橋市建築課 鉄筋コンクリート 三階	群馬県建築課 鉄筋コンクリート 三階
施行者	篠原工業KK	高崎信沢工業	中川組	伊勢崎建設KK 佐藤建設KK	清水組	小林富太郎
建築費	一億四千万円但し設備費を含む	六千七百五十万円	六千五百六十六万五千円	三千百六拾四万円	五千三百五拾七万五千円	三千四百万円、二千九百七拾八万円
同上坪当り	本館のみの場合 四万四千円	五万四千円	四万三千二百円	四万一千円	五万円	約五万円
財源補助額	産業教育関係のみ	一万八千八百八拾三円	一万九千九百二十円	一千九百万円	同窓会寄附等	
起債額	七千万円	三千五拾万円	二千五百万円	二千三百万円	二千八百万円	
設置者負担額		一千七百七拾四万四千八百五拾円 五百四拾五万円	二千四百四拾六万七千八百拾五円	八百六拾四万円	五百万円	
建物総坪数	四千坪	二千坪	坪一千三百三拾六	七百三拾坪	一千百二拾五坪	六百坪
普通教室数	一三	二四	一八	四九	一八	九
特別教室数	一四	四	七	九	九	九
屋内体操場	予定二二五坪	予定三〇〇坪		一六一坪		
給食室		予定給食調理洗濯				
管理室	一一	三	九	三五坪	九	
その他	五	予定産業教室	一	五二坪	九	
現在生徒数	三八七人	九五七人	五七六人	四六〇人	六八〇人	
三十七年度生徒推定数	六八〇人	一、一三〇人	七三五人	四六〇人	一、〇〇〇人	
敷地	一〇、〇〇〇坪	六、〇〇〇坪	五、三六三坪	三、六九九坪	六六、四六坪	
校舎敷地	四、〇〇〇坪	二、〇〇〇坪	一、三三六坪	一、一七四坪		
屋外運動場	六、〇〇〇坪	四、〇〇〇坪	三、八八〇坪	二、五二五坪		

〔注〕農林学校の六〇〇坪は本校舎だけ

旧相馬村有財産処分決定

榛東村及び箕郷町が共有する旧相馬村有財産は左記協議書のとおり決定いたしましたから御知らせします。

共有財産の処分等に関する協議書

箕郷町及び榛東村(以下関係町村という)が共有する旧相馬村有財産(以下共有財産という)の処分等を次の通り決定する。

一、共有財産の分割帰属等について

共有財産のうち、旧相馬村大字柏木沢の区域のうち箕郷町に編入された地域内に存する財産及び營造物(権利義務一切)は箕郷町に帰属せしめるものとしその他の財産及び營造物は榛東村に帰属せしめるものとする。

但し次のものは、各号に掲げるところによる。

一、榛名興産組合の配当金の基礎となるべき出資金八円八十九銭四厘は、そのうち三円四十一銭八厘を箕郷町に帰属せしめ、五円四十七銭六厘は榛東村に帰属せしめる。

二、桃井村森林組合出資証券式口分式百円(小池適栄名義)は榛東村に帰属せしめ日本(次頁へつづく)

榛東村婦人会自衛隊を見学す

去る一月二十五日
 榛東村婦人会では
 会長浅見年子さん
 外約一五〇人が自
 衛隊を見学した。
 この日寒風の中
 を十時に部隊に到
 着、記念品の贈呈
 を行い、係員の挨拶
 と部隊の概要の
 説明を聞いた後浴
 場、食堂、洗縫工
 場、医務室、隊舎
 等を見学す。昼食
 は隊員食堂にて隊
 員食を試食し、午
 後は特車の展示や
 映画観覧等により
 隊の実情を観察し
 十五時無事終了し
 た。(特車の説明を聞
 く云員)



勸業銀行株券六枚若干千五百
 円は箕郷町に帰属せしめる
 三、財産營造物に附属する備
 品その他の物品は、その用
 途に応じ継承するものとし
 必要に応じ関係町村の執行
 機関が協議して定める。
 四、旧相馬村蔵計現金貳拾九
 万五千八百七十五円及び郵
 便切手若干百九拾参円は
 箕郷町が継承する。
 二、起債その他負債の継承につ
 いて
 起債その他負債一切は榛東
 村が継承する。
 三、前各項の財産營造物の分割

税 務

納税については何
 時も積極的に御協力
 をいただき感謝に堪
 えません。
 切て会計年度も愈
 々終りに近づきまし
 た。色々の都合で納
 入らない方も未だ見受
 けられますが、村の

帰風等に供い、榛東村は箕郷
 町に対し金四拾万円を昭和三
 十五年度から二年間に毎年度
 均等割を支払うものとする。
 四、前各項に定めるものゝ外必
 要な事項は関係町村の長が協

議して定めるものとする。
 昭和三十四年十二月二十三日

群馬郡箕郷村長
 宮川 豊 一
 北群馬郡榛東村長
 浅見和四郎

自動車の 検査日変わる

自動車の検査日が変更になり
 ました。
 実施は二月一日からで、車体
 検査をうける場合には次の日に
 受けて下さい。
 ▽検査日 毎週月、火、木、金
 の四日間です(従来
 は毎週月、水、金の
 三日間でした)
 ▽出張検査日 毎週水曜日、出
 張場所は四半期ごと
 に公表します。

榛東中学校敷地整地作業 自衛隊と協定成る

かねて自衛隊と交渉中であつ
 た本村中学校敷地整地作業の仮
 協定が、二月十七日部隊に於て
 締結されました。これによると
 作業開始は四月上旬で、作業期
 間は約八週間の予定です。
 付いては村内の方々にお願い
 致し度いのは、作業期間中は一
 定の人以上は現場に立入ること

が出来ないと共に、特に子供た
 ちには絶対に入らぬよう当局は
 勿論家庭でも之に協力下さいま
 して、危害の予防に今より万全
 を期せられ度、お願い致します
 機械が大きいので前進、後退
 等の時下敷となれば先づ絶対絶
 命です。協定成立と共に危害防
 止に御協力下さい。

※※ 農家の皆さんへ ※※

農家の皆さん、お忘れでは無
 いでしょうか。
 ◇桑苗をうる時です。うる
 ときは今までのような密植桑園
 をやめてウネ間を広くとり、あ
 りるいはウネを寄せて寄畦式の桑
 園とし、間作や混作が計画的に
 できるようにしましょう。なほ
 凍霜害を受けやすいところでは
 中刈りか高刈り仕立ての桑園を
 計画しましょう。
 ◇麦ダニが発生するときです。
 石灰おろし合剤よりも、ピー・エ
 ツチ・シー粉剤のほうがききめ
 があります。
 ◇黒斑病などにおかされたサツ
 マイモは、煮ても毒成分は消え
 ません。家畜にやると死ぬこと
 がありますから絶対にやらない
 下さい。また家畜は春先にな
 るといろく病気にかかりや

すいものです。つとめて日光浴
 をさせ青ものを与えて下さい。
 ◇牛や馬のつやが悪くなつたり
 下痢をしたり、びっこをひいた
 りしていませんか。おそろしい
 骨軟症かもしれません。農業改
 良普及員に相談して下さい。
 ◇ことしの麦は異常乾燥にみま
 われたので育ちがおくれいま
 す。また雨のために失われる筈
 だった肥料も、そのまゝ残つて
 います。追肥の量を考へて病氣
 や倒伏に気を付けましょう。



成人病検診を実施して

私達の平均寿命は現在では男性六五才、女性七〇才といはれ昭和十年頃に比べると二〇才も寿命が延びております。

これは戦後の医薬の進歩、公衆衛生活動の向上によつて国民病といわれた結核の死亡や乳児の死亡が減少したおかげです。

しかしそれに代り成人病の高血圧、癌、心臓病が死因の上位を占めるようになり、家庭或は社会の大黒柱となる人々の死亡が目立つようになりました。

村でも昨年十一月二五、六、七の三日間成人病を予防するため四〇才以上の方の血圧を測定

しました。

受診者数

A 十人

B 十五人

C 六十人

血圧の特に高い人

血圧の高い人

血圧の少し高い人

血圧に異常のない人

血圧の低い人

五六人

残りの方の半数の方は血圧が高かつたり低かつたりしています。

検診結果異常なしは約半数で

残りの方の半数の方は血圧が高かつたり低かつたりしています。

高血圧に
動脈硬化
↓
心臓に起ると
狭心症
↓
脳に起ると
脳卒中
↓
脳軟化症

腎臓に起ると
腎臓病
↓
腎臓硬化症

動脈硬化を防ぐことは高血圧の悪化、脳卒中、心臓病を防ぐこととなります。

日常から精神的、肉体的に過労におちいらぬよう充分睡眠をとり、飲酒、喫煙はなるべく避け便通を整えることが大切です。



現在英国は一区一人選出の小選挙区制をとり、中間政党が出るのに便利な比例代表制を採用していません。

あくまでも二大政党主義を堅持して、政府与党はつねに絶対多数を確保し、政局を安定させ、選挙の際に公約した政策を実現するため、しつかりと政治をする

英国の選挙と政党

我が国に於ては？

ことに努力して第二党は政府の怠慢や行き過ぎ、腐敗のな

いように監視するために、相当大きくかつ有力でなくてはならぬ。

その上第二党は次の政権を担当するいわゆる「影の内閣」の考え方に指導されている。

たがって無責任な破壊的批評はできない。然し英国では意見の相違は健康な社会になくてはならぬというのが常識である。これが政党の対立となつて現われている。又英国では政党があま

り細分化すると政府が弱くなり政党の争いがありはげしくなると、革命や内乱になることをよく承知している。そこで英国の政党はある階級の利益を正確に反映するというようなものではない。保守党は資本家ばかりでつくつていくものでなく、労働者ばかりが労働党にはいつていくものでもない。健全な国民政党である。

選挙が始まると選挙民の大部分はいつれかの政党に傾くよう

になる。それで各政党が打出す政策でも、現実ばなれしたものはやばな政策過激な政策は「英国らしくない」という国民の批判をうけて敗北する。

家族計画で

明るい村づくり

最近あちらこちらの町や村で家族計画を考へることが盛んになつて来ました。

この運動は一口にいうと「子供は産みたいときにだけ産む」ということなのです。

なぜこの運動が起つたかと云うと、現在人工妊娠中絶つまりだいたいをするために母体の健康を害する人が多いからです。

そればかりでなく、この中絶の方法は非道徳なうえに、婦人

にははじらいを与えます。ですから自然で健全な方法、婦人の立場を尊重した方法をとりうてはないかというわけです。

受胎調節の知識と実行方法を指導するために、全国の保健所に優生保護相談所が設けてありまた全国に受胎調節実施指導員が配置されています。

それから低所得の人たちのために器具や薬品を無料で与える

(次頁へつづく)

制度もできています。個人で指導を受けるよりも集団で受けるほうがやりよい場合もありますから、村の保健婦によく相談して下さい。

検査審査員候補者

六名決定す

昭和三十五年度検査審査員候補者の六氏が本村選挙管理委員会での次の通り決まりました。

- 久保田 茂
- 石坂 国富
- 茂田 弥忠 太
- 飯塚 幸馬
- 狩野 一二
- 岩田 茂利 一

学用品は

J I S マークの

ついたものを

四月から小学校へ新入学の子をもつ家庭に対し三月には特に学用品の選び方について注意を促す必要があります。すなわち華美や無暗に高価なものを避け、実質的によいもの

昭和35年度第1次 自衛官募集始まる

受付 三月一日～四月下旬
但し三月一日以前でも受付ける。

試験 四月下旬の予定
入隊 六月下旬頃

資格 十八才～二十五才未満
中学卒業程度の学力のある男子

待遇 初任給六千四百円
営(艦)内居住ほかに衣食支給、二～三年の任用期間満了後も継続任用を志願でき、満期のつど退職手当約二万五千～四万円を支給される。

また昇任試験により曹、幹部に昇進できる。
手続 役場総務課又は自衛隊群馬地方連絡部へ申込みして下さい。

昔と今は異なります!!
◎隊員募集に御協力下さい。

のを選ぶこと、できるだけ「J」を「ユース・ホステル」と云い、I S マークのついた品を選び、ノートは文部省の基準に合ったものを選ぶこと。

「ユース・ホステル」とは

青少年のための簡易宿泊施設

三十四年度は十和田、南蔵王、榛名高原、二瀬(埼玉県)伊東、芦屋等十ヶ所に建設中で近く開業の運びとなるので、相当の需

要に答えるものと思はれます。ユース・ホステルの使用料金は一泊一〇〇円、朝食一〇〇円、夕食一五〇円となっているが、自炊は自由である。

三月の気象予報

月はじめは、わり合おだやかな見込ですが、その後天候はかわりやすく曇りがちの日が続く見込みです。
気温は平年なみ又はやや高目の見込みで、降水量は平年なみでしょう。

(前橋地方気象台)

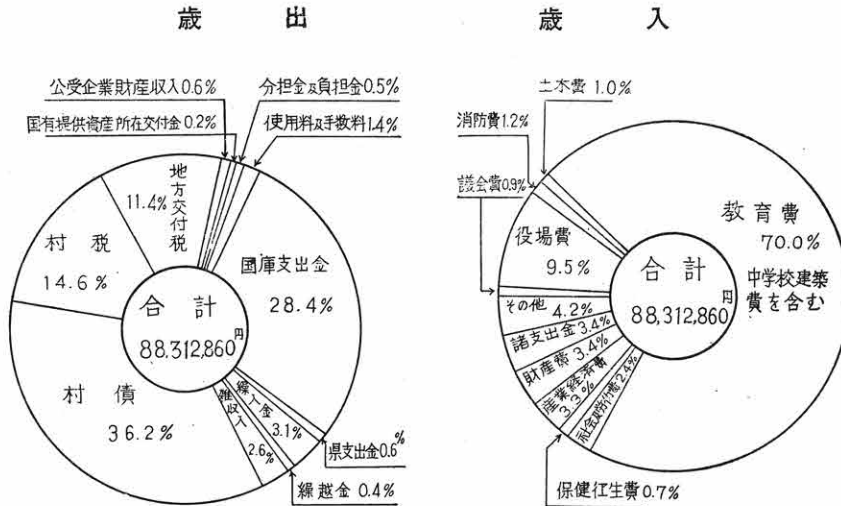
三月の行事と歴史

7日(月)	中江藤樹生まれる。消防記念日。
8日(火)	国際婦人デー
10日(木)	世界最初の海底道路関門トンネルが営業を始めた。
12日(土)	各官庁の休みを毎日曜日、毎土曜を半休とする法律公布。(明治9)
13日(日)	エジソン活動写真發明(一八九三)
17日(木)	春彼岸入り
19日(土)	所得税法公布さる。(明治二〇)
20日(日)	春分の日
22日(火)	放送記念日。日本で始めてラジオ放送が行なわれた。(大正14)
23日(水)	彼岸明け
25日(金)	電気記念日。日本に始めて電灯がついた(明治11)
26日(土)	ベートーベン死す。
27日(日)	レントゲン生れる。X線の発見者(一八四五)
29日(火)	普通選挙法成立す。(大正14)
1日(火)	世界最初の水爆実験(一九五四)
3日(木)	ひな祭、桃の節句
4日(金)	蘭医前野良次、杉田玄白ら千住小塚原で死刑囚解剖(一七七二)
5日(土)	岸田国土死す。劇作家、小説家
6日(日)	皇后誕生日。菊地寛死す。

榛東村の35年度予算決る

去る3月12日招集された定例村会に於て昭和35年度予算が下の通り決定しました。

昭和35年度榛東村歳入歳出予算グラフ表



榛東だより

発行所 榛東村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

2. 積立金 1,757,600	8. 広馬場幼稚園費 601,050
3. 財産管理費 16,280	9. 営繕費 716,890
10. 統計費 1,291,970	9. 営繕費 53,920,000
1. 農村統計費 89,200	6. 社会及労務施設費 2,142,450
2. 国勢調査費 100,400	1. 民生委員費 50,000
3. 就業基本調査商業調査工業調査費 6,500	2. 児童福祉費 1,495,306
11. 選挙費 215,430	3. 社会福祉協議会費 358,550
1. 選挙管理委員会費 50,580	4. 災害救助費 3,000
2. 公明選挙常時啓発費 9,950	5. 国民年金費 202,540
3. 農業委員選挙費 62,360	6. 社会労務施設費 33,000
4. 知事選挙費 92,540	7. 保健衛生費 652,910
12. 公債費 2,760,790	1. 健民費 36,000
1. 元利償還金 2,760,790	2. 伝染病予防費 349,000
13. 諸支支出金 3,003,110	3. 予防接種費 46,510
1. 地方振興費 701,010	4. 結核予防費 221,400
2. 徳税費 496,100	8. 産業経済費 2,889,770
3. 繰替金 6,000	1. 農業委員会費 1,469,770
4. 繰入金 1,800,000	2. 農業振興費 913,000
14. 予備費 600,000	3. 畜産振興費 189,000
1. 予備費 600,000	4. 冷害対策費 4,000
歳出合計 88,312,860	5. 商工振興費 119,000
	6. 農家台帳作成費 195,000
	9. 財産費 3,065,850
	1. 基本財産造成費

1. 前年度繰越金 336,030	12. 雑収入 2,255,000
2. 雑収入 2,255,000	1. 物品売払代 1,000
1. 物品売払代 1,000	2. 繰入金戻入 6,000
2. 繰入金戻入 6,000	3. 雑収入 2,248,000
3. 雑収入 2,248,000	13. 村債 32,000,000
13. 村債 32,000,000	1. 村債 32,000,000
1. 村債 32,000,000	歳入合計 88,312,860
歳入合計 88,312,860	
歳出の部	
1. 議会費 756,000	
1. 議会費 756,000	
2. 役場費 8,351,930	
2. 役場費 8,351,930	
1. 役場職員費 8,331,930	
1. 役場職員費 8,331,930	
2. 営繕費 20,000	
2. 営繕費 20,000	
3. 消防費 954,090	
3. 消防費 954,090	
1. 消防費 854,090	
1. 消防費 854,090	
2. 営繕費 100,000	
2. 営繕費 100,000	
4. 土木費 921,600	
4. 土木費 921,600	
1. 道路橋梁費 859,600	
1. 道路橋梁費 859,600	
2. 河川費 62,000	
2. 河川費 62,000	
5. 教育費 61,802,830	
5. 教育費 61,802,830	
1. 教育委員会費 748,300	
1. 教育委員会費 748,300	
2. 桃井小学校費 1,812,550	
2. 桃井小学校費 1,812,550	
3. 相馬小学校費 1,300,200	
3. 相馬小学校費 1,300,200	
4. 中学校費 1,770,140	
4. 中学校費 1,770,140	
5. 公民館費 701,600	
5. 公民館費 701,600	
6. 青年学級費 232,000	
6. 青年学級費 232,000	
7. 桃井幼稚園費	

歳入の部	
1. 村税 12,928,780	
1. 村税 12,928,780	
2. 普通税 12,928,780	
2. 普通税 12,928,780	
2. 地方交付税 10,000,000	
2. 地方交付税 10,000,000	
1. 地方交付税 10,000,000	
1. 地方交付税 10,000,000	
3. 公営企業財 547,420	
3. 公営企業財 547,420	
産収入 19,420	
産収入 19,420	
1. 公営企業収入 528,000	
1. 公営企業収入 528,000	
2. 財産収入 19,420	
2. 財産収入 19,420	
4. 国有提供資産等所在市町村助成交付金 184,000	
4. 国有提供資産等所在市町村助成交付金 184,000	
1. 同上 184,000	
1. 同上 184,000	
5. 分担金及負担金 479,400	
5. 分担金及負担金 479,400	
1. 分担金 479,400	
1. 分担金 479,400	
6. 使用料及手数料 1,272,600	
6. 使用料及手数料 1,272,600	
1. 使用料 920,000	
1. 使用料 920,000	
2. 手数料 352,600	
2. 手数料 352,600	
7. 国庫支出金 25,063,870	
7. 国庫支出金 25,063,870	
1. 国庫負担金 968,530	
1. 国庫負担金 968,530	
2. 国庫補助金 24,093,870	
2. 国庫補助金 24,093,870	
3. 委託金 1,470	
3. 委託金 1,470	
8. 県支出金 539,070	
8. 県支出金 539,070	
1. 県負担金 325,770	
1. 県負担金 325,770	
2. 県補助金 65,760	
2. 県補助金 65,760	
3. 委託金 147,540	
3. 委託金 147,540	
9. 寄附金 10,000	
9. 寄附金 10,000	
1. 寄附金 10,000	
1. 寄附金 10,000	
10. 繰入金 2,696,690	
10. 繰入金 2,696,690	
1. 財産繰入金 2,696,690	
1. 財産繰入金 2,696,690	
11. 繰越金 336,030	
11. 繰越金 336,030	

任期満了にともなり

農業委員選挙執行

来る十三日本村農業委員の任期満了日です。依つて去る四月二十六日の本村選挙管理委員会に於て選挙執行日を次の通り決定いたしました。

- 一、選挙日 五月八日
- 尚右に伴う参考事項を申しますと、
- 一、選挙委員数 十五名

- 二、告示日は五月一日の予定
- 三、立候補締切日 五月四日午後五時まで
- 四、投票は八日午前七時より午後六時までの予定です。
- 五、尚選挙に対する事務手続は午前八時三十分より午後五時までです。

失業が一部改正されました

一、保険料の引下げ

今迄事業主の皆さんに納めていた保険料は、被保険者に支払った賃金の千分の十六でしたが、この度の改正により千分の十四に引き下げられました。

尚失業保険料の料額表も改正されました。従つて四月一日以後に支払われた賃金に対する保険料は、すべてこの新しい料率及び料額表によつて算出していただくこととなります。

二、就職支度金制度の創設

失業保険受給者の就職を促進し、又就職後初回に受ける給料までの生活保障をする為に新しく設けられた制度です。

従来失業保険受給中の者が就職した場合、保険金の支給が停止されましたが、本制度の新設

により受給資格者が所定給付日数の三分の二以上残して就職した場合は、保険金日額の五十日分、又二分の一以上残して就職した場合は保険金日額の三十日分に相当する額が支給されることとなります。

三、給付の延長

公共職業安定所の指示により公共職業訓練(訓練期間が一年以上のものに限る)を受ける受給資格者に対して、訓練が終了する日まで保険金の給付を延長することが出来ることになりました。

四、日雇失業保険

日雇失業保険の待期日数が短縮されました。従来待期日数は通算六日、継続四日でしたが、改正によりそれぞれ一日短縮されました。

国保の給付内容改善

村ではこれまで入院の給食及び寝具設備を制限しておりましたが、四月一日からこれらの給付を行うことを決め実施いたしました。

給食に要する費用額は基準給食については甲表の医治療機関は一日につき二百円、乙表では二百円であり普通給食の場合一日百五十円、乙表百六十三円で年間およそ百万九千円になるものと推定されます。

寝具設備は一日につき

納税表彰

昭和三十四年度の納税並びに国保関係表彰式は四月八日本村役場大会議室で行われ、国保関係では次の団体及び個人が晴れの表彰をうけました。

- 一、納税表彰
 - 1、団体の部 【別表(1)】
 - 2、個人の部
- 二、健康家庭表彰
 - 納税義務者数一、二〇五人
 - 納期内完納者数 九二四人
- 三、優良乳児表彰

別表(1)

納税組合名		組合員数	納税組合名		組合員数
区	班	名	区	班	名
17	2	17	7	1	9
2	2	14	10	6	9
10	4	14	18	4	9
13	5	14	19	5	9
5	1	13	3	2	8
10	3	13	12	2	8
10	7	12	12	7	8
19	4	12	1	1	7
12	6	11	1	3	7
17	3	11	8	6	7
18	1	11	19	2	7
1	7	10	6	4	6
3	1	10	12	5	6
4	3	10			
12	1	10			
5	3	10			
1	6	9			
1	2	9			
1	4	9			
			計	32組合	319名

榛東村選挙管理委員

同補充員の改選決る

四十円ですが、これにより長期入院患者の負担はかなり軽減されることとなります。

また葬祭費は従来一件千円を支給されましたが、今回二千円に改められました。

四月二十五日任期満了に伴う次期選挙委員及び同補充員が次の通り決定しました。

委員長 石川康太郎
委員 狩野伊之吉

委員長 松岡三郎
委員 内海重男
補充員 田村光三、岩田定吉
補充員 茂田弥忠太、清水武司

公民館
だより

◎婦人会、青年団新役員決定

本年度の新役員が夫々左記のように決定いたしました。新たな顔ぶれによる活潑な活動が期待されます。

五区	根岸ハル	会 長	清水 きん	六区	岡部 ハル
四区	三俣ケイ	副会長	高野辺とみ (長岡)	七区	小川美寿栄
三区	岩田ヨシ		三俣ヒデ (山子田)	八区	真下 コウ
二区	善養寺リウ		田島 つね (広馬場)	九区	小山ヨシノ
一区	岩崎 シマ (新井)		岩崎 まつ (新井)	十区	林 ムツ
部長			岩崎 シマ (新井)	十一区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十二区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十三区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十四区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十五区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十六区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十七区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十八区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	十九区	小野 関
			岩崎 シマ (新井)	二十区	小野 関

榛東村公民館

◎公民館運営審議委員

二年間御苦労願っておった公民館運営審議委員の任期が去る三月末日で満了になりましたの

アメリカシロヒトリ

戦後発生するようになった「アメリカシロヒトリ」というケムシが街路樹や庭木、あるいは桑などを食い荒す時期になりました。この害虫はアメリカから渡って来た荷物などについて来たもので、本県における昨年の発生地は、高崎、太田市、大泉町などの地域でしたが、この「アメリカシロヒトリ」はすこぶる繁殖力が旺盛であるだけに、他の地域での発生が大いに心配されています。

この害虫は、年二回発生します。第一回は五月中旬から六月中旬で、ガとなって飛び出し、

茎の表や裏に産卵します。卵期は約十日、幼虫期は三〇〜三五日ぐらいで七月中旬頃よりさなぎとなります。さなぎとなって約二十日間ぐらいたって第二回目のがが出て再び産卵します。幼虫期間は八月下旬から九月上旬で九月中旬以後だんだんとさなぎとなって冬を越します。極く小さいうちは、葉にクモの巣のようにアミをかけ、その中で集団して葉をアミ状に食害しています。生長すると全体は浅黄色であるが、頭部や背面は黒色で白色の長い軟毛を多数生じているケムシで、ひと目では非常に柔和な感じがします。

この害虫が成長するに従ってアミの目のように葉脈を残して食い、老令になると葉脈を残して離れ分散して葉縁から食い荒し特に第二化期の害がひどい。

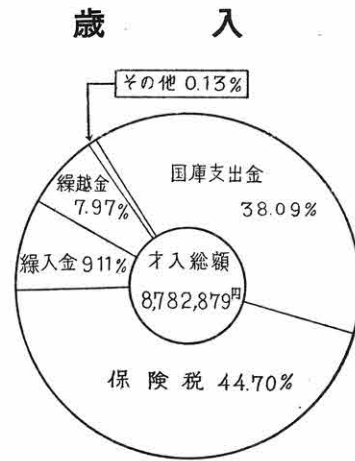
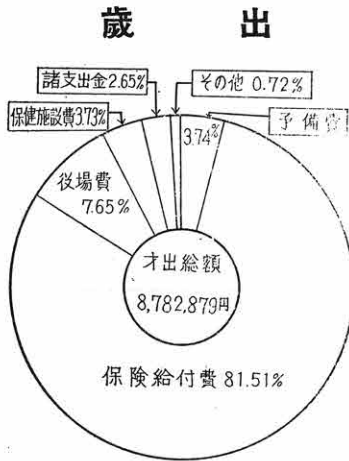
別表(2)

区名	世帯主氏名	被保者	保険数	備考
1	千清	木家	2	
2	岩野	柴野	1	
3	柳須	柳須	3	
4	高柳	高柳	3	
5	友松	友松	2	
6	岩入	岩入	6	
7	石栗	石栗	3	
8	中高	中高	5	
9	浅杉	浅杉	2	
10	小茂	小茂	3	
11	金岩	金岩	2	
12	吉原	吉原	4	
13	萩原	萩原	5	
14	萩原	萩原	2	
15	南松	南松	5	
16	南松	南松	1	
17	小野	小野	4	
18	小野	小野	1	
19	小野	小野	1	
20	小野	小野	1	
21	小野	小野	6	
22	小野	小野	3	
23	小野	小野	1	
24	小野	小野	2	
25	小野	小野	3	
26	小野	小野	1	
27	小野	小野	6	
28	小野	小野	4	
29	小野	小野	5	
30	小野	小野	2	
31	小野	小野	5	
32	小野	小野	5	
33	小野	小野	1	
34	小野	小野	7	
35	小野	小野	1	
36	小野	小野	4	
37	小野	小野	6	
38	小野	小野	1	
39	小野	小野	1	
40	小野	小野	6	
41	小野	小野	3	
42	小野	小野	1	
43	小野	小野	2	
44	小野	小野	1	
45	小野	小野	1	
46	小野	小野	3	
47	小野	小野	1	
48	小野	小野	2	
49	小野	小野	1	
50	小野	小野	1	

別表(3)

区	保護者名	乳幼児名	備考
1	隆仙	田中	昭33年分
5	一重	野高	"
1	久志	高橋	"
"	久志	木橋	"
7	又次	善養	"
6	又次	田部	"
5	又次	岡部	"
4	又次	野部	"
8	又次	三松	"
3	又次	野内	"
9	又次	岡部	"
10	又次	小松	昭34年分
5	又次	岡部	"
8	又次	岡部	"
1	又次	岡部	"
16	又次	岡部	"
7	又次	岡部	"
14	又次	岡部	"
1	又次	岡部	"

昭和35年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出予算



款 項	歳 出			比較増減	款 項	歳 入			比較増減
	本 年 度 予 算	前 年 度 予 算	円			本 年 度 予 算	前 年 度 予 算	円	
I 役場費	672,245	586,890	85,355		I 国民健康保険税	3,926,000	3,926,000	—	
1 役場職員費	856,230	514,660	71,570		1 国民健康保険税	3,926,000	3,926,000	—	
2 会議費	18,800	18,800	—		II 使用料及び手数料	5,000	5,000	—	
3 諸費	67,215	53,430	13,785		1 手数料	5,000	5,000	—	
II 保険給付費	7,159,124	6,007,498	1,151,626		III 国庫支出金	3,345,000	2,423,000	922,000	
1 療養諸費	6,768,724	5,656,298	1,112,426		1 国庫負担金	2,803,000	2,385,000	418,000	
2 助産諸費	122,000	130,000	△ 8,000		2 国庫補助金	42,000	38,000	4,000	
3 葬祭諸費	122,000	65,000	57,000		3 調整交付金	500,000	0	500,000	
4 育児諸費	146,400	156,200	△ 9,800		IV 県支出金	3,000	2,000	1,000	
III 保健施設費	327,715	229,024	98,691		1 県費補助金	3,000	2,000	1,000	
1 保健施設費	299,950	205,964	93,986		V 繰入金	800,000	1,083,000	△ 283,000	
2 諸費	27,765	23,060	4,705		1 繰入金	800,000	1,083,000	△ 283,000	
IV 趣旨普及費	62,300	62,700	△ 400		VI 繰越金	700,000	100	699,900	
1 趣旨普及費	62,300	62,700	△ 400		1 前年度繰越金	700,000	100	699,900	
V 財産費	100	100	—		VII 雑収入	3,879	2,300	1,579	
1 積立金	100	100	—		1 週料	100	100	—	
VI 公債費	100	100	—		2 延滞金	3,000	2,000	1,000	
1 利子	100	100	—		3 繰替金戻入	100	100	—	
VII 諸支出金	232,795	204,056	28,739		4 雑入	679	100	579	
1 負担金	60,095	34,512	25,583						
2 週年度支出金	100	1,000	△ 900						
3 徴税費	300	100	200						
4 納税奨励費	172,200	168,344	3,856						
5 繰替金	100	100	—						
VIII 予備費	328,500	351,032	△ 22,532						
1 予備費	328,500	351,032	△ 22,532						
歳出合計	8,782,879	7,441,400	1,341,479		歳入合計	8,782,879	7,441,400	1,341,479	

教育委員会だより

榛東村教育委員会

昭和三十五年度児童生徒数

学 年	学 校 名						
	性別	榛東村立桃井小学校		榛東村立相馬小学校		榛東中学校	
		児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数
1	男	77	3	31	2	107	5
	女	62		29		116	
2	男	67	3	28	2	88	4
	女	78		28		80	
3	男	67	3	30	2	67	3
	女	58		30		73	
4	男	65	3	39	2		
	女	71		38			
5	男	79	3	30	2		
	女	73		30			
6	男	80	3	33	2		
	女	74		35			
計	男	433	3	191	2	262	
	女	416		190		269	
総計		849	18	381	12	531	12
		職員数	21	職員数	15	職員数	17

◎幼稚園

桃井小学校附属幼稚園

園児 九五人

職員 三

学級 三

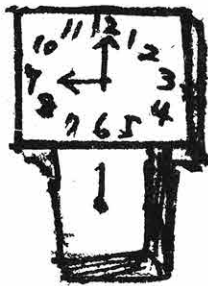
相馬小学校附属幼稚園

園児 六〇人

職員 三

学級 三

三



◎教職員の移動（中学校の部）

新任校	職 名	氏 名	前任校
榛東中学校	教諭(教頭)	狩野 三郎	桃井小学校
榛東中学校		森 保	白郷井中 学校
榛東中学校		萩原 宏	新採用

備考 中学には転出者なく学級増による採用です。

尚給仕の樋口八重子退職、後任に武井宏子採用。

◎教職員の移動（小学校の部）

新任校	職 名	氏 名	前任校
桃井小学校	教諭(教頭)	羽鳥 文雄	榛東中学校
桃井小学校	教 諭	飯塚 光雄	豊秋小学校
桃井小学校	教 諭	坂井 温子	榛名第一 小学校
相馬小学校	教 諭	岡田 真佐子	箕輪小学校
駒寄小学校	教 諭	野村 みずの	桃井小学校
豊秋小学校	教 諭	安藤 倭文雄	桃井小学校
箕輪小学校	教 諭	武井 光枝	相馬小学校

◎昭和三十五年度教育費頭初予算

給食婦狩野キヌ子退職、後任狩野茂之採用。

教育委員会費 七四八、三〇〇円

桃井小学校費 一、八一二、六五〇円

相馬小学校費 一、三〇〇、二〇〇円

(次頁へ)

児童生徒一人当り教育費

但し三十三年度

(1) 市町村支出額より見た場合

町 村	小 学 校				中 学 校			
	市 町 村 支 出 金	消費的 %	資本的 %	一人当り	市 町 村 支 出 金	消費的 %	資本的 %	一人当り
小野上	2,026,233	57.13	42.88	3,867	1,114,772	45.92	54.08	6,298
長 尾	8,882,500	11.25	88.75	8,683	1,304,503	80.07	19.93	3,380
白郷井	1,494,055	83.61	16.39	1,550	929,316	73.61	26.39	2,347
伊香保	1,662,026	71.46	28.54	3,038	1,285,045	79.01	20.99	5,539
吉 岡	5,943,631	38.30	37.67	3,989	2,739,760	58.63	33.20	4,455
榛 東	2,273,279	55.73	44.27	2,776	1,623,894	61.59	38.41	4,891
(渋川)	16,226,949	55.96	31.35	2,654	5,917,337	67.31	25.93	2,613

合 小 広 桃 青 公 中
計 中 馬 井 年 民 学
校 校 場 井 幼 年 校 館 校
校 校 幼 幼 幼 幼 校 費 費
新 築 計 稚 園 稚 園 費 費
費 費 費 費 費 費 費 費

一、七七〇、一四〇円
七〇一、六〇〇円
二二二、〇〇〇円
六〇一、〇五〇円
七一六、八九〇円
八八二、八三〇円
〇〇〇円
〇〇〇円
六三、八〇二、八三〇円

(2) 国・県・市町村全体より見た場合

町 村	小学校生徒一人当り経費			中学校生徒一人当り経費		
	総 額	公 費	寄 附 金	総 額	公 費	寄 附 金
小野上	12,772	12,560	162	24,818	24,264	554
長 尾	16,451	16,271	180	17,327	16,858	469
白郷井	10,872	10,520	352	17,113	16,593	520
伊香保	12,732	12,551	181	27,585	27,081	504
吉 岡	11,067	10,975	92	20,027	19,874	153
榛 東	10,697	10,590	107	18,901	18,771	150
(渋川)	10,881	10,195	686	16,266	15,831	435

但渋川地方教育事務署管内だけ記載。

◎社会教育委員選任委嘱
左記十名今般社会教育委員に
依嘱せらる。
一、学校長
安田作太郎
青木 松照
大塚 織

二、団休長
榛東村婦人会長
清水 きん
榛東村青年団長
岩崎 寅一
三、学識経験者
文教委 浅見 一郎

気象予報

前橋地方気象台

【五月概況】

北高型の気圧配置になりやす
いために、例年にくらべ曇りの
日が多い見込です。
中旬は移動性高気圧にとまな
われてかなり低温のあらわれる
傾向があり、また下旬の天気は
ぐずつく見込です。



全 全 全
星野勇五郎
高橋 賢
小山房吉
一倉梅師



本村の有線放送工事は村民の皆さんの積極的な協力を得て着々と進み、七月中旬開局の見通しである。開局を目前にひかえて、建設委員会では青年団の応援により、村民が何を有線放送に期待しているか、村内六十世帯を抽出して調査した。以下はその結果を集計したものである。調査対象六十人の内、回答の得られたものは五十三人で、その性別及び年令別内訳は次のとおりである。

【性別】

男	三十七人	六九%
女	一六人	三〇%
計	五三人	一〇〇%

【年令別】

十代	一人	一、八%
二十代	一七人	三二、四%
三十代	一二人	二二、五%
四十代	八人	一五、一%
五十代	二人	二二、七%
六十代	三人	五、七%
計	五三人	一〇〇%

第一問 放送を聞くのにもっとも都合のよい時間について
この質問は、もっとも都合の良いときとして朝食前、朝食後、午前のお茶休み、昼食中、昼食後、午後のお茶休み、夕食時、夕食後に分け、さらにその具体的な時間を回答してもらった。「とき」についての回答をまと

めると、

夕食後	三八、一%
朝食前	二六、五%
昼食時	一六、四%
夕食時	八、八%
その他	一〇、二%

時間別に分類すると、

午後七時台	二五、〇%
午後五時台	一七、二%
午前六時台	一七、二%
午後八時台	九、四%
午後九時台	三、〇%
その他	一、〇%

有線放送に何を望むか

世帯調査まとめ

でラジオ番組を中継する際の参考とするものであったが、回数による上位番組を挙げると、(NはNHK)

ニユースN1後七、〇〇	九
早起鳥N1前五、〇〇	八
ニユース天気予報N1前六、〇〇	六
N1後〇、一五	三
農業講座N2前六、三〇	二
関東の皆さんN1後六、四五	二
ニユース解説	二

農事メモ	八、一%
農業講座	六、六%
農村のあゆみ	四、四%
早起鳥	四、四%
その他	五、五%
この間に対する解答で、あげられた番組名は四六におよんだが類型別に分類すると次のようになる。	
一般社会番組	三九、七%
農事番組	二九、四%
娯楽番組	一八、四%
一般教養番組	八、一%
経済番組	四、四%

となる。この二つを比較してみると、夕食後にあたる午後七時台の一位は動かないが、「とき」としては大きな差のあった朝食前が、時間として分類した場合、午前五時、六時台合せて三四、四%と一位をはるかに上廻る結果が出、午後七時、八時台を合せたものと全く同順位になることが注目される。

第二問 現在一番良く聞いているラジオの番組を答えて下さい。
この質問の目的は、有線放送

N1後九、一五
のど目慢N1後〇、一五
ルポルタージュ
N1後九、二五
となり、NHKの番組が独占している。また、最後の二番組を除いて全部帯番組であることも注目される。

第四問 村内の事項でどんなものを放送してもらいたいと思いますか。

村政一般	二二、一%
村談会の様子	二〇、〇%
農事経済関係	二〇、〇%
青年団、婦人会の活動状況	九、五%
村内の行事	五、三%
学校関係	五、三%
非常通報	三、二%
衛生関係	二、一%
村内文芸	一、〇%
回答なし	一一、五%

農事経済関係の希望の中には農業委員会の様子が知りたいというのが約半数あり、村議会とともに会議を実況又は録音で放送して欲しいという意見が約四割あった。青年団、婦人会の活動状況の中には、青年学級、婦人学級の放送講座という声が目立った。

まとめ
有線放送がラジオと一番異なる点は、聴取者にスイッチを切る自由がないということである。番組の編成に当たっては、このことを第一に考えなければならぬ。

第一問で集約された聴取率の高い時間は、第二問、第三問で示されるように、ラジオ番組の聴取率の高い時間と重複している。この時間の中に、いかにして有線放送の番組を組み込んでゆけば、又比較的自由な番組を並べなければならぬという困難を、限られた予算の枠内でどうして「聞かれる」放送にして行くか、今後放送の運営にあたって当面する数多の問題の解決のために、この調査が有効に使われることを期待したい。



調停制度について

調停とは

金を貸したが返してくれない自動車にはねられてけがをしたから、治療代がほしい、親子や夫婦関係がうまく行かない、こころの争い、いろいろな争いや請求は訴えをおこして裁判を受ければよいのですが、裁判の手続にはいろいろむづかしい規則があつて法律知識が必要で、費用や時間がかかります。そのうえ法廷へ出て争うことも親せき間や昔ながらの間からでははばかれることがありましよう。このような場合、手がるに早く話し合い譲り合つて、解決をあたえてくれるのが調停です。

調停を申し立てるには
 そこで争いの種類によつて、それぞれ別記の裁判所へ調停の申立をするわけですが、どの裁判所へ申し立てたらよいかというところは、争いの対象になつてゐる物の所在地や、相手方の住んでゐるところなどを基準にしてきめることになつてゐます。

さて、申し立てをするには、当事者の住所、氏名とどのような争いについて、どのような調停を希望したいかということを書いた申立書を裁判所へ出します。もしそれができない場合は

は裁判所へ行って口頭で述べてもよいことになつてゐます。そして、収入印紙で一定の手数料を納めます。この額は別表のとおりで、目的物の価額によつて違いますが、それにしても訴訟よりはるかに安いです。

調停の進行

調停が申し立てられると、裁判官と民間から選ばれた二名の調停委員によつて、調停委員会が開かれます。その二名の調停委員のうち、一人はとくに女性の気持などを理解するために、婦人が選ばれるように扱われています。

やがて、申立人の相手方に調停の期日の知らせがありますから、その日に裁判所の調停室に向かいます。調停では本人が出頭することが原則となつてゐます。当事者のうち一人だけの内容がよく分らないときは、第三者に来てもらうこともありま

事件の事情がよく分ると、調停委員としては、その解決のためにもっとも適当な方法を考へて、当事者にすすめます。このとき、調停委員会は、その事件の法律的な解決を考へるだけでなく、実情にかなうよう広く一般の慣習や常識もとり入れて、当事者のために真に公平で正しい解決を見出すように努力するわけです。

調停の結果
 調停が成立して、その条項を記載した調停書は、ふつうの約束書とちがつて確定判定と同一の効力という強い力をもつてゐます。万一事業者が調停で定められた約束を果さない場合には判決と同じように、この調停書にもとづいて強制執行をすることも出来るのです。とくに家事調停の場合には家庭裁判所にたのんで履行の催告をしてもらうこともできますし、それでも効果のないときは、過料の制裁によつて約束の履行を間接的に強制する方法も設けられています。

調停を求め る事項の価 額	手数料
一万円まで	六〇円
一万円を越え 一〇万円と 以下	六〇円
一〇万円を越え 五〇万円と 以下	四〇円
五〇万円を越え 一〇〇万円と 以下	二〇円
一〇〇万円を越え 一〇〇万円を 越える部分	二〇円
家事調停 (4の場合)	一件 一〇〇円

調停の終了
 調停委員会の説得の結果、当事者双方が譲り合い、心から納得するような解決案が見つかるばこゝに調停が成立したことになります。そして、その内容が調停条項として、調停書にはつきり記載されます。これで調停の手続は終了です。

調停の種類
 調停には、現在次のようなものがあります。

- 1、宅地建物調停
 宅地や家屋の貸し借りなどに関するもめごとを解決するもので、簡易裁判で扱つてゐます。
- 2、農事調停
 小作関係や、農地に関係あるもめごとを解決するもので、地方裁判所で扱つてゐます。
- 3、一般調停
 1-2以外の民事上のもめごとを解決するもので簡易裁判所で扱つてゐます。
- 4、家事調停
 身分関係上のもめごとや家族親族間の争いを解決するもので家庭裁判所で扱つてゐます。

申立の手数料
 収入印紙で次のとおりおさめ

一、応募資格
 三十五年九月一日現在十八才以上二十五才未満の者
 中学卒業程度の学力を有する者

二、受付期間
 六月一日から三十五年七月十日

三、給与
 月六千八百円

四、志願手続
 試験日等細部は役場又は群馬地方連絡部にお問い合わせ下さい。

自衛官募集中
 35年度二次分
 一日まで(但し試験当日でも可)

種 別	件 数	日 数	費用額	保険者負担		一部負担金 (患者)	社会保険 負担分(除国保)		一件当り 費用額
				分	(村)		円	円	
一般診療	入院	469	5,069	3,487,636	1,725,607	1,536,031	225,998	7,436	
	入院外	10,019	30,200	5,959,055	2,955,575	2,954,325	49,155	595	
歯科診療	2,934	7,961	2,400,788	1,200,352	1,200,436	0	0	818	
薬剤の支給	11	(17)	22,418	11,207	11,211	0	0	2,039	
ほねつきその他	306	—	250,090	124,999	125,091	0	0	721	
合 計	13,739	—	12,119,987	6,017,740	5,827,094	275,153	—	882	

医療費

は年間どれだけか

昭和三十四年度中における国保の給付状況が、このほどまとまりました。

それによると、被保険者数は六、七四八人で一人平均二回、病気に罹り一、七九六円づゝ医療費を支払ったと定になり、これを社会保険七十項目疾病分類表によつて分類すると、一番多いのは歯牙及び歯牙支持組織の疾患で、全体の二一、六九%、次いで不慮の事故中毒及び暴力(怪我)で八、六四%、気管支炎の七、二三%、胃及び十二指腸の疾患の六、一八%という順序になっています。

妊娠届出についてのお願い

妊娠による生理的変化や過労などの為色々な病気に罹り易くなっている妊婦を守るために、妊娠と診断されますと村役場へ妊婦届出することになっております。村でも妊婦を守り胎児の健康確保のため、母親学級や妊婦検診を行っています。ところが届出の現状をみますと九カ月、十カ月の末期届出が多い為、折角の検診を受けられない方が多いのです。妊娠とお気付になりましたら、なるべく早期に婦人科医や助産婦の診断を受けられ役場へ届出して下さい。

公民館だより

映写機購入について

社会教育活動の上で映写機の重要さは非常に高まってまいりました。当公民館でも現在のものは七年も使用し大分疲れてまいりましたので、新たに一台購入したいと思つて、新たに一台購入の程村当局の御理解により国庫補助事業として新調する事ができました。新しい映写機は手軽で高性能のもので、持

およろこび



◎出生

高橋 武志 (五月分届出)
福岡信三郎 長男
清水 信好 二男
高橋 和吉 二女
南 常一 二男
内海喜八郎 二女
小林 秀夫 長女
善養寺春男 三女
佐藤 一夫 二女
田中 隆 二男
高橋 明 四女
清水伸次郎 長女

◎婚姻

富沢 明江 (猪俣 武美)
早川 トミ子 (猪俣 百合子)
松野 百子 (猪俣 百合子)
萩原 清子 (松野 百子)
小沢 修造 (小沢 修造)
斎藤 隆 (斎藤 隆)
安藤 千枝子 (安藤 千枝子)
富岡 利衛 (富岡 利衛)
笹沢 ケン子 (笹沢 ケン子)
梅村 ケン子 (梅村 ケン子)
根岸 タケ子 (根岸 タケ子)
北野 英雄 (北野 英雄)
北村 喜美代 (北村 喜美代)
宿原 実 (宿原 実)
高林 ツル子 (高林 ツル子)
阿久沢 義明 (阿久沢 義明)
狩野 キヤ子 (狩野 キヤ子)
狩野 キヤ子 (狩野 キヤ子)
北野 サイ子 (北野 サイ子)
武井 サイ子 (武井 サイ子)

運びには便利です。集会に、慰安に各方面での御利用をお待ちしております。利用される団体では責任者が公民館まで申込んで下さい。使用料は維持費として三百円です。(但し子供会は百円です)

新刊書購入のお知らせ

青年学級、営農研究会、長寿会等の主に産業活動をより一層高めるため、五月より産業に関する雑誌、図書の購入を活潑に始めました。多数の人々に読んで戴きたく新刊書の紹介を致します。

雑誌としてまず月刊のものから、農村文化、農業世界、農耕と園芸、養鶏世界、外三冊、週間誌として朝日ジャーナルを受けています。主なる農業雑誌として「農業経営の考え方、進め方」外二十三冊購入、小説としては最近新聞紙上に出ています小説ベストセラーの「トイレツト部長」「夢の浮橋」等の購入 公民館図書室受付よりの新刊書購入の御知らせは以上です。

植樹の完了

昭和三十三年

植樹も村民各位の御協力を得て左記の通り完了いたしましたので、御報告と合はせ今年の下刈手入等もよろしくお願いする次第であります。

尚本年の植林規模は過去の最高記録です。ひたすら伸びゆくことを念願するものであります。

すき 二町三八畝
ひのき 一八町二四畝
あかまつ 五町七三畝
計 四六町三五畝

榛東だより

発行所 榛東村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

[第18号]

十月一日

国勢調査行なわれる

国勢調査は統計法の定めによ
 って行なわれる国の基本的な統
 計調査で、全国の人口の状況を
 知らべ、政治や行政のための基
 礎資料となる統計を作るため
 に行なうものです。
 第一回の国勢調査は、大正九
 年に行なわれましたが、その後
 十年ごとに大規模な調査を行な
 い、その中間の五年目には簡易

な調査を行なってきました。
 今回の昭和三十五年国勢調査
 は第九回目の調査で、しかも大
 規模調査にあたっています。
 国勢調査で調査するのは、昭
 和三十五年十月一日に国内に住
 んでいる人の全部です。

◎調査事項

(1) 氏名

(2) 世帯主との続き柄

(3) 男女の別

(4) 出生の年月日

(5) 国籍

(6) 一年前の常驻地

(7) 教育

(8) 配偶の関係

(9) 出産力に関する事項

(10) 九月二十四日から三十日ま
 での一週間の就業状態、就
 業時間、本人が就業してい
 た事業所の名称と事業の種
 類、本人がしていた仕事の
 種類、従業上の地位、従業
 地または通学地

(11) 世帯の種類

(12) 住居に関する事項

に住所を定めた人及びそれ
 前の人。
 尚選挙権被選挙権を有しない
 者は次の通りであります。

一、禁治産者、禁治産の宣告を
 受けて確定したものをいう。

二、禁錮以上の刑に処せられそ
 の執行を終るまでの者。

三、禁錮以上の刑に処せられそ
 の執行を受けることがなくな
 るまでの者。

基本選挙 人名簿 登録申請について

基本名簿登録申請時期が参りま
 した。本村在住者は次の点に留
 意されなく登録下さるよう御協
 力下さい。

記

一、年令要件
 年令は本年十二月二十日で満

二十才になる人を含め二十才
 以上の人、即ち昭和十五年十
 二月二十一日以前に生れた人

二、住所要件

本村に九月十五日現在引続き
 三カ月以上住所を有していた
 人、即ち六月十五日中に本村

(9) 家計の収入の種類
 調査には、世帯主ごとに別々
 の調査票を用います。この調査
 票を調査日(十月一日)の前に
 調査員が各世帯にくばり、これ
 に世帯主が、その世帯員につい
 て右に述べた(1)から(9)までの事
 項を記入します。(10)から(12)ま
 の事項は調査員が二、三日後調
 査票を集めるときに、世帯の人
 に質問して調査票に記入しま
 す。
 八月二十日附で内閣総理大臣
 より次の人が任命されました。

調査区名	調査員氏名	調査区番号
桃	深津利治	1
神	萩原次之	2
西	岩田善忠	3
中	千原良重	4
富	岩田久遠	5
通	関谷実	6
関	神田雄	7
神	田柳	8
八	八幡川	9
倉	倉海	10
御	御保	11
新	新保	12
今	今保	13
堀	堀保	14
榛	榛保	15
大	大保	16
堂	堂保	17
多	多保	18
下	下保	19
笹	笹保	20
自	自保	21
南	南保	22
八	八保	23
八	八保	24
宮	宮保	25
中	中保	26
井	井保	27
宿	宿保	28
宿	宿保	29
宿	宿保	30
宿	宿保	31
宿	宿保	32

北群馬第一位

県知事選挙投票率

去る七月二十七日行なわれた群馬県知事選挙においては、本村有権者の皆様に絶大の御協力を得、北群馬郡に於ては投票率第一位群馬県に於ては第六位という輝かしい成績を収めました。本紙上を通じ皆様と共に喜び申し上げます。

尚知事選挙の投票率は次の通りです。

区分 名称	有権者数	投票者数	投票し ない者	投票率 (%)	備 考
県全体	106,164	636,356	269,808	70.23	
北群馬郡	20,817	17,652	3,165	84.80	県下1位
長尾村	3,072	2,627	445	85.51	
白郷井村	3,273	2,587	686	79.04	
小野上村	1,751	1,448	303	82.70	
伊香保町	2,415	2,032	383	84.14	
榛東村	4,946	4,357	589	88.09	郡内1位
吉岡村	5,360	4,601	759	85.84	

尚本村十九区及び自衛隊（一区と換算）の二十区中投票成績を示すと下の通りであり第一位より第七位までを八月十八日表彰いたしました。

国 保

保険給付の制限について

一、自動的にまつたく受診できない場合。
 (イ) 被保険者が日本国外にあるとき。
 (ロ) 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
 (ハ) 監獄 労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

二、他の制度との調整のため受診できない場合
 保険以外の他の制度とは、医療保険法以外の法令の規定によつて国または市町村などの公共団体の負担で治療を受けるときは保険で受診できません。しかしその病氣、怪我等のの治療を他の制度で全部やってくれないときは、そのくれない部分だけ保険で治療が受けられます。他の法令の規定によるものとしては、伝

三、患者の行為によつて受診が制限される場合。
 染病予防法、結核予防法、精神衛生法、優生保護法などがあります。

患者の生命に關連することから、これを制限する場合慎重に扱うことになっております。そしてこの制限は、医師が決定するものでなく、保険者がその決定を行います。
 (次頁へつづく)

区 別	有権者数	投票者数	投票し た 数	投票率	備 考
第 1	278	266	12	95.68	第 1 位
第 2	216	206	10	95.37	第 2 位
第 3	342	299	43	87.43	
第 4	176	159	17	90.34	第 6 位
第 5	206	183	23	88.83	
第 6	274	251	23	91.61	第 5 位
第 7	329	309	20	93.92	第 3 位
第 8	281	224	57	79.12	
第 9	422	369	53	87.44	
第 10	288	248	40	86.11	
第 11	154	137	17	88.96	
第 12	164	143	21	87.20	
第 13	253	223	30	88.14	
第 14	181	163	18	90.05	
第 15	200	171	29	85.50	
第 16	197	162	35	82.23	第 4 位
第 17	130	121	9	93.07	
第 18	162	146	16	90.12	第 7 位
第 19	215	191	24	88.84	
自衛隊	477	386	91	80.92	

したがってその決定があるまで保険診療として扱われま

す。
(イ)被保険者が故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したとき

はその疾患又は負傷について保険診療を停止されること

があり、故意の犯罪行為とは故意犯であつて過失犯た

とは過失傷害罪などとはふくまれません。故意に事故を生ぜしめたときは

自殺未遂による傷害とか、ハリストによる栄養失調などを指し



家を建てた人は

先ず申告を!!

県では、八月十日から十月十五日までを不動産取得税申告書の提出義務強調運動実施期間と

定め、不動産の取得者、とくに新しく家を建てた方を重点に申告指導を行なっています。

新らしく家を建てた方は、お早目に申告書を村役場か財務事務所に提出するようご協力くだ

さい。

運転したり、酔っぱらい運転による怪我など道路交通取締法の規定に違反する場合等、故意の犯罪行為となり給付を制限されることになり

ます。
(ロ)闘争、泥酔または著しい不

行跡によって傷害を生じたときは、保険診療を停止される

ことがあり、闘争とは喧嘩等双方の闘争行為による傷害であつて、第三

者よりの加害行為による正当防衛の場合はこれに含ま

れません。泥酔とは飲酒による酩酊の程度の著しいものを

のを言います。

(ハ)被保険者が保険者またはお

医師の明らかな意思表示による療養の指揮に従わない

ときは保険診療を停止されることがあり

ます。たとえ最も多い例として、入院

中お医師の許しを受けず外泊などするときは、その日の入院料は患者負担とする

ことになって

四つの色の

入場券

映画などの入場券は料金によつて色分けがしてあります。

ふだん使われるものは八〇円までは緑色、八一円から一二〇

円までは紫色、一三一円以上はあずき色の券だが、これが足り

なくなると臨時に各料金共通の青い券を出します。

券は映画館で作るので色もとりどりで

すし詰め教育などもだんだんと解消される道理であります。

八月、九月は夏の行事が大変あり

ます。映画や花居などを見る人がふ

えるし、納涼ナイトショーもいよいよ盛んになって

きます。

この機会に映画など見る際は必ず入場券の半片を受取るよう

にして、すこしでも日常生活に直結する財源を皆さんして生み

出しましょう。

自衛官募集中

受 付 九月一日から十月十日まで
応募資格 昭和十一年一月二日から昭和十八年一月一日までに生れた男子

試験科目 中学卒業程度の筆記試験、身体検査及口述試験
入隊時期 昭和三十六年一〜三月頃の予定

募集種別	受付	試験	資格	待遇
防衛大学校	一〇月一日	一次は十月二日、二次は十一月六、七、七日頃	十八〜二十一歳男子 高卒又は見込者	在校四年卒業約一年後三尉
海空操縦学生	十月	十一月十二	十八〜二十歳 高卒又は見込者	六年後三尉
看護学生	十月	十一月十二	十八〜二十二歳 高卒(見込)者	初任二士六、八〇〇円三年後二曹、幹部昇進の途あり
自衛隊生徒	十月	十二月一	十五〜十七歳 未卒(見込)者	入校四年後技術三曹

職業訓練所訓練生募集について

前橋及び高崎職業訓練所ではこの十月に入所する訓練生を募集しています。

入所選考は簡単な筆記試験(国語、数学、理科、社会)と面接により行います。

訓練修了と同時に公共職業安定所で就職のお世話をお願いします。

就職はいずれも100%に近い成績です。

入所人員、締切等次の通りです。

尚詳しいことは職業安定所でおたずね下さい。

訓練所名	科目	募集人員	申込締切	入所選考	募集資格	訓練期間
前橋	経理事務	(男女) 30	9月10日	9月19日～20日	中卒以上	6カ月
	和文タイプ	(女) 45				
高崎	プロック建築	(男) 30	9月25日	9月30日	"	"

上手な油の使い方、見分け方

食用油は大切なカロリー源です。油一グラムのカロリーは九カロリー、米や麦の二倍以上のカロリーです。そして体の中におけるいろいろな栄養素の活動を助け、健康と長寿の源となります。

- ▼油の使い分け
- ①新しい油は天ぷら用に。
 - ②二番目の油は魚や肉の揚げ物用に。
 - ③三番目の油はいため物に。
- ▼揚げものの適温
- ①天ぷらやコロッケは煙が立ち始め塩をおとしてみてバツと音をたてる。一九〇度C。

今は一円昔は一銭の尊さ

今の一円玉が昭和三十年六月一日発行されて以来、現在までに全国では一九億円、数の中では硬貨の四一、三%で金額では三、九%に当ります。この金を積み重ねると何と富士山の七五〇倍、横に並べると地球を一周することになるそうです。之も始めはアルミ貨一円からです。昔一銭硬貨華やかであった頃、北高崎から軽井沢まで汽車賃が六十

一銭のことがありました。当時もやはり一銭は軽視されていましたが、さてこの時位一銭の尊さを知ったことはありません。

そこで皆さんの中でも現在の一円を軽く見て、そまつにする傾向はありませんか。「一銭を笑う者は一銭に泣く」と言う言葉を思い出します。数の始まりは一からです。一日一円の貯蓄で百年に何と二十一万八千四円とは恐れ入りました。

およろこび

高野 迎春次 長女 恵子

- ▼油の良否の見分け方
- ①色が白く透明で油自体に光沢があるもの。
 - ②臭いのないもの。
 - ③味にくせがなく、油独特の丸みのあるもの。
 - ④ナベに入れて火にかけたとき泡立ちのしないもの。

- 笹沢 永三郎 長男 裕幸
飯塚 寿作 長女 幸江
(七月分届出)
- 小 山 勇 二女 純子
佐 藤 昭 三 二男 祐二
樋 口 栄 二女 頼子
柳 岡 健 治 長男 良治
星 野 紋 弥 二男 郁夫
久 保 田 重 里 長男 俊行
森 田 恭 平 長女 かおる
- 婚姻(六月分届出)
- 清水 重男 広馬場
相田 千鶴子 長崎県
高野 賢太郎 長崎県
渡辺 みなと 山梨県
伊藤 トミユ 松井田町
岩倉 トミユ 広馬場

- (七月分届出)
- 狩野 綾信 山子田
角野 雄三 東京都
金津 琴雄 前橋市
船津 佳光 山子田
増野 佳光 長野県
星野 トキエ 長崎県
福津 ユキエ 長崎県
深津 ユキエ 長崎県
萩原 和子 横須賀市
岩田 和子 長崎県
牧 木口 吉丸 新潟県
小 林 三郎 新潟県
木下 久美子 長崎県
蜂 巣 敏雄 新潟県
青木 誠一 新潟県
高野 誠一 新潟県
萩原 勇吉 吉岡村
森田 美津子 山子田
高橋 喜三男 山子田
長岡 晴子 山子田
南 塚 幸光 山子田
戸塚 幸光 山子田
清水 久仁子 前橋市
内林 久仁子 前橋市



様東だより

十一月二十日

総選挙行われる

選挙法を守る運動

十一月二十日行われる衆議院議員総選挙を、公正明朗なものにしようとする民間諸団体各界有志によって「選挙法を守る運動」が展開されています。

わが国の民主政治を更に発展させより良い日本を建設するためにはその前提である選挙を公正、明朗で金のかからない清潔なものにしなければなりません。そのためには

(1) 選挙法に不正が明正大に行われなければならない。民主主義というお互に規則を守り、話し合いで事を決め、決めたことには

総選挙行われる

従ってゆくというやり方といえます。自己の当選のため選挙法を無視するような候補者には、この国の政治をまかせたのでは、多くを期待することはできません。違反行為を行った場合は、有権者が皆んなで、違反行為をきびしく批判し、違反行為をすることが、その候補者にマイナスになるような空気を作らなければなりません。「選挙法を守る運動」は、立候補者、各政党に働きかけるとともに、一般有権者に訴えて、選挙違反の生まれる余地がないような社会を築くために努力していきます。

(2) 「選挙法を守る運動」の当面の問題として「事前運動」防止があります。選挙法は、候補者が平等な機会を得て堂々と選挙運動を行うよう、立候補届け出日以前に選挙運動を

この一票 人のさしずは受けません

森吉正照



することを禁じています。この禁止を犯して、名目ばかりときには半ば公然と届出日前の選挙運動、すなわち事前運動が行われるわけで、これはきわめて陰險、悪質な選挙違反です。事前運動には、有権者に飲食物を提供したり、多数の文書を掲示したり頒布したりして票を得ようとするものが多

有権者に対して、これらの動きをよく見きわめて、事前運動の手にのらぬよう、また選挙にあたって違反行為にはきびしい態度でのぞみたいものです。

発行所 様東村役場
発行人 浅見和四郎
編集人 善養寺宗一
印刷所 マツダ印刷

[第19号]

く見られています。事前運動またはこれとまぎわらしい事例として、(例)後援会婦人数百人を温泉に招待し「よろしく願います」とあいさつしたものと、(例)選挙区内の有力者宅を歴訪し、自分の名前が入ったタオル、風呂敷など配布したものの。(例)経歴者、あいさつ状、氏名入り時刻表、氏名入りの大相撲星取表など、選挙区内に多数配布したものの。(例)団体、学校などにセット、テーブル掛などの物品を寄贈し、その宣伝や披露宴を行ったもの。このような事前運動に関して

結核検診(レントゲン)撮影について

今年度は次の日程で検診を実施致します。

- 十一月十六日 長岡地区
 - 十一月十七日 山子田地区
 - 十一月十八日 新井地区
 - 十一月十九日 広馬場地区
- いづれも午前十時より正午、一時より四時までです。

当日都合のわるい人はどこでも都合のよい日に受けて下さい。皆様に御承知の如く結核予防法に定められた通り、年に一回以上必ず検診を受けなければならぬ事になっております。未だ病気を恐れたり億劫がたりして検診を受けない人がありますが、今年こそ一人のこらず必ず受ける様に致しましょう。

一、結核は自覚症状が殆んどないため気づかずに居る人が多
い。
一、悪化して排菌する様になる
と伝染の恐れもあるし、なか
く「治りにくい」。

一、軽い内ならば伝染の恐れも
ないし働きながら治す事が出
来る。ですから検診によって
早期発見をして早く治す事
です。
ころばぬ先の杖
検診すませて安心して働きま
しょう。

保険税の税率が変りました

保険税は皆さんの医療費が基準になって賦課されるものです。が、さきごろ運営協議会及び村会に諮り次のとおり税率を変更実施いたしました。

区分	年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度
所得割		百分の一、八九	百分の一、五三
資産割		百分の六、七三	百分の六、〇八
被保険者均等割		被保険者一人に付 二百円	変らず
世帯別平等割		一世帯に付 四百八十五円	変らず

ことしの一期と三期分は昨年の税率をもって仮算定したものです。が、本年度の村民課税総所得金額も確定いたしましたので、本決定を行い一期と三期分を差引き残額を四と六期に納付していただくわけです。昨年度保険税被保険者一人当り平均額は五百七十六円でありましたが、本年度は五百七十四円となる見込です。本年四月より入院の給食及び寝具設備等給付内容の引上げを実施いたしましたので次表の通り給付費が大幅に上昇いたしました。が、保険税の引上げは出来る限り避け、医療費軽減のための保健施設活動(結核検診、各種予防接種、乳幼児、妊婦検診家族計画等)に努力してまいります。

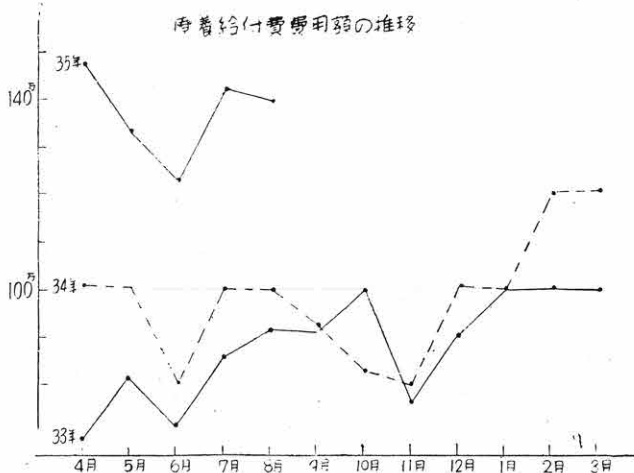
○被保険者資格得喪届について

世帯主は家族に転入や転出、他の社会保険への加入、脱退、出生、死亡等があった場合は十日以内に必ず届出をいたしましたことになっており、もし忘れたりして届出がないと、保険税(料)を二重に徴収されたり、半額支払えばよい医療費を全額負担しなければならぬこともあります。異動が御持参たら印鑑と被保険者証を御持参の上届出をしておいて下さい。

次に昭和三十四年度における保険税負担階層別受診状況を見ますと次表のとおりで、高い保険税を負担する世帯がやはり受診率も高くなっています。

昭和34年度保険税負担階層別世帯数被保険者数及び受診率

区分	負担額の段階							合計
	500円～1,000円未済	1,000円～2,000円未済	2,000円～3,000円未済	3,000円～4,000円未済	4,000円～6,000円未済	6,000円～10,000円未済	10,000円～20,000円未済	
世帯数	52戸	339戸	240戸	206戸	259戸	104	2戸	1,202戸
世帯に属する被保険者数	76人	1,439人	1,361人	1,192人	1,801人	807人	15人	6,691人
世帯に対する割合	4.3	28.2	20	17.1	21.5	8.7	0.2	100%
被保険者総数に対する割合	1.1	21.5	20.4	17.8	26.9	12.1	0.2	100%
受診件数	129	2,744	2,442	2,410	3,914	2,065	35	13,739件
受診率	169.7	190.7	179.4	202.2	217.3	255.9	233.3	205.3%



時着給付費用額の推移

消防団幹部異動

日左のとおり異動いたしました

【退職者】

- 消防団長 小石 貞素
- 副団長 清井 重一代
- 第一分団長 青木 恒志
- 第二分団長 小井 登
- 第三分団長 金田 幸
- 第四分団長 小池 恒
- 第五分団長 青田 幸
- 第六分団長 小倉 明

【後任者】

- 第七分団長 斎藤 元司
- 第八分団長 金井 勝満
- 消防団長 藤原 完一
- 副団長 見井 富
- 第一分団長 高橋 康
- 第二分団長 深津 康
- 第三分団長 高橋 正
- 第四分団長 阿久津 正
- 第五分団長 南久 正
- 第六分団長 富田 良
- 第七分団長 富田 良
- 第八分団長 廣田 良

男六五、二才 女六九、九才

平均寿命

厚生省が最近昭和三十四年のわが国の死亡状況に基いて作った昭和三十四年の簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命(〇才の平均余命)は、男が六五、二年、女は六九、九年です。またこれを前年の結果と比較すると、男は約〇、二年、女は約〇、三年平均寿命ののびがみられるような性別および年令に

※※※※※

※※※※※

児童父兄喜ぶ……校庭整備



去る十月九日の運動会を控えた桃井小学校の校庭は極度に荒れていました。処が自衛隊の絶大なる御協力により、グレーダー及びローラの訓練ですっかり面目を一新し、秋空のもと心ゆくまで運動会を楽しむことが出来ました。

関係者一同深く感謝して居ります。(写真はグレーダーによる作業状況)

れませんが、昭和三十二年から三十三年までの平均寿命ののびがそれぞれ一、八年、二、〇年であったことに比較すると、そののびは非常に少なくなってきた。また前年の結果を発表します。次に前年の平均寿命は七〇才をこえるだろうと予測していましたが、実際計算の結果は七〇才におよびませんでした。これは〇才におよびました。乳児の死亡率が改善されたにもかかわらず、高年令の死亡がふえているからだと説明しております。

ガーデントラクター

取得者に

最近ガーデントラクターの所

案外知らない

印紙税の知識

(1)

受取書について

印紙税は証書や帳簿などを作成して相手方に交付される時、法律に定められた金額の収入印紙を作成者自身がその証書、帳簿などに貼付のうえ消印して納めることになっております。もし規定どおりの印紙が貼られていないと数十倍の罰金が科されま

受取書については説明しませんが、受取書とは領収書ともいい、金額、有価証券、その他の受領事実を証明するために作成される単純な証書書類をい

得者が著しく増えてきました。これ等ガーデントラクターは道路運転車輛法第三条に規定する軽自動車であります。従って同法第九十七条の三により使用の届出をしなければならぬことになっております。しかし取得者の殆んどが事務的な取扱いが不馴れのためか、車輛番号の指定を受けておりませんが、手続は至極簡単ですから至急届出を済ませるようおすゝめ致します。なお、一定期間を経過しますと、取締当局で一斉調査を行いますから、事前に届出を済ましておかれるようお知らせ致します。届出手続等不明の点は役場税務課までお問合わせ下さい。

- 「完了」「済」「了」などと記載して受領者の印を押すか、またはサインをしたものも、やはり受領書となります。さらに「仮受取」「仮領収」「証」「覚」などと記載したものも同様です。
- 二、受取書には記載金三、〇〇〇円以上のものに印紙税が課せられますが、相殺する場合のように事実上金銭の授受がなくても、営業上金銭の授受がなければ受取書として印紙税が課せられます。
- 三、物品の受取書や商品の返品受取書には、印紙税が課せられるかという質問があります。印紙税法には単に営業に関する受取書と規定されているだけで、金銭のみの受領書に限られておりませんので、物品の受領書でも営業に関するもので、記載金額が三、〇〇〇円以上であれば印紙税を納めなければなりません。
- 四、それでは、受取書にはいくらの印紙を貼らなければならぬかという点、記載金額が三、〇〇〇円以上のものは全部一通ごと(同一内容のものでも二通以上作成した場合)、その全部について一〇〇円の収入印紙を貼付のうえ消印して下さい。
- 五、商事会社の発行する受取書は補助金、交付金、寄付金または還付金の受取書などその名目のいかんにかかわらずすべて営業上に関するものとして取扱われますから三、〇〇〇円以上のものにはすべて一〇〇円の収入印紙を貼って下さい。

知つておきましょう

所得税に対する災害救済

今年台風の当り年といわれていますが、幸いに現在までのところ大した被害もありませんが、もし不幸にして住宅や家財に災害を受けた場合の所得税法上の救済制度について簡単に説明いたしましょう。

この場合二つの救済方法がありますが、納税者はどちらでも有利な方を選択することが出来ます。

一、災害減免法による場合

その一は災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（以下災害減免法という）の適用をうけることであります。この法律の適用をうけるには次の要件が必要です。

- (1) その年の所得金額が二〇万円以下であること。
- (2) 住宅が家財について半分以上の災害をうけたこと。

この場合は次の区分によつてその年の所得税の軽減又は免除をうけることが出来ます

- ① 所得金額の合計額が五〇万円以下の人はその所得税額の全部が免除される。
- ② 所得金額の合計額が五〇万円を超え八〇万円以下の人

は、その所得税額の半を軽減される。

二、雑損控除による場合

その二は所得税法上の雑損控除という制度であります。この制度は震災、風水害、火災、その他の災害でたな卸資産以外の資産に損害をうけた場合において、その損失額（保険金や損害賠償などで補てんされた金額を除く）がその者の所得金額の合計額の十分の一を超える場合に限りその超えた金額を所得金額の合計から控除されます。

三、制度の相違点

災害減免法では所得金額が一〇万円以上の人や、住宅や家財の損害額が半分に達しない人は適用をうけることが出来ませんが、雑損控除は損害額が所得金額の十分の一を超える場合は認められることとなります。また、災害減免法はその年限りですが雑損控除の場合はその損失額が所得金額を上廻るとき

は、引続き三年間繰越して控除をうけることが出来ます。

結婚式は簡素化



十一月から十一月にかけては結婚シーズンです。都市では結婚簡素化がある程度徹底していますが農村ではまだまだ習わしとかしきたりが重んじられ、不相応な金が浪費されている例が多いようです。とくに、ことしは六年続きの豊作とあつて、農村では派手な結婚式が計画されているようです。「娘を三人もてば身上がつづれる」といわれるように、農家では嫁入り支度に普通二十万から三十万をかける地方があると云われています。農家収入の半分以上にも当る金を使ひ、しかも嫁入後は着るものもない、ぜいたくな着物を持たせ

る。一方嫁をもらう側の費用も八万から十万は普通、それ以上の場合も多く、その大半が飲食や贈り物などの費用に消えていく。こうしたむだなお金が浪費されないように村の中堅青年が中心になって簡素化運動を推進したいものです。

狩猟解禁にあたって

十一月一日から狩猟が解禁になりました。ことしも豊猟が予想され、猟をされる人たちはそれぞれ銃の手入れに余念のないことでしょう。

ここ数年、猟銃および空気銃に対する一般の人々の関心が高まり、ハンターの数は急激に増えています。猟銃、空気銃を合わせると、全国では年々四万から五万におよぶ銃が新規に許可されています。（本県では約二千八百人が許可されている）

しかし、残念ながら猟銃や空気銃の事故も毎年多く、ことに昨年本県の事故は近年にない多くの事故を出しました。これはハンターがふえ、猟銃や空気銃の扱いに不なれな人が多いことそして昔のハンターほど慎重さがなないためでしょう。

そこで、次に狩猟をする方や私たちがお互が事故を起さぬためにいくつか心得をお話ししてみましよう。

- ① めすキジの捕獲は禁止のことしか向う三年間は狩猟法の定めによつて、めすキジを捕獲することは禁止されました。もしめすキジを捕獲しますと、六か月以下の懲役もしくは三万円以下の罰金に処せられます。
- ② 未成年者は銃をもてない

最近中学生や高校生などで空気銃を持つ者が多くなっています。許可を受けていなければ持つことはかまいません。けれど未成年（二十才未満者）は狩猟の免許がうけられないことになっていきますので、たとえわずめ一羽を撃つても違反となります。狩猟免許をうけるには、県で行なう講習をうけなければなりません。

- ① 銃の手入れをしているうちに引き金を引いたため、体や手足の重傷を負ったという事故また、火薬や雷管をいじって大やけどをした事故。
- ② 安全装置をせずに携行中、転倒その他衝撃により暴発して自分や他人を傷つけた事故など。
- ③ 発砲する際現場の見通しを怠り、仕事上の農夫や歩行者などに命中して傷害を負わせた事故。

以上のような事故が多く発生しています。

